

集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会

議事次第

平成 18 年 1 月 24 日（火）
午前 10 時 00 分～12 時 00 分
厚生労働省専用第 21 会議室

議 事

1. 集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会について
2. 集中治療室における医療事故等について
3. 集中治療室（ICU）における医療安全管理に関する研究状況について
4. 本部会における検討事項について
5. その他

【資料】

- 集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会開催要綱・・・資料 1
- 医療安全対策検討会議について・・・資料 2
- 作業部会検討スケジュール（案）・・・資料 3
- 集中治療室における医療事故等について・・・資料 4
- 平成 16 年度 厚生労働科学研究 総括研究報告書
「集中治療部における医療安全管理指針策定に関する研究」（概要）・・・資料 5
- 平成 17 年度 厚生労働科学研究 総括研究報告書
「集中治療部における医療安全管理指針策定に関する研究」（案）・・・資料 6
- 作業部会における検討事項（案）・・・資料 7
- 集中治療室に関する施設基準等の現状について・・・資料 8

【参考資料】

- 厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール・・・参考資料 1
- 今後の医療安全対策について（報告書）・・・参考資料 2
- 平成 18 年度医療制度改革における医療提供体制の見直しの概要・・・参考資料 3

医療安全対策検討会議

集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会開催要綱

平成 18 年 1 月
医政局総務課
医薬食品局安全対策課

1 開催目的

集中治療室における具体的な「医療安全管理指針」の検討を目的として、医療安全対策検討会議ヒューマンエラー部会及び医薬品・医療機器等対策部会の下に「集中治療室（ICU）における安全管理指針検討作業部会」（以下「作業部会」という。）を開催する。

2 検討事項

作業部会の検討事項は、以下のとおりとする。

- (1) 集中治療室の特性に応じた組織的な安全管理体制の整備、および具体的な事故防止策を講じるための指針に関する事項。
- (2) その他

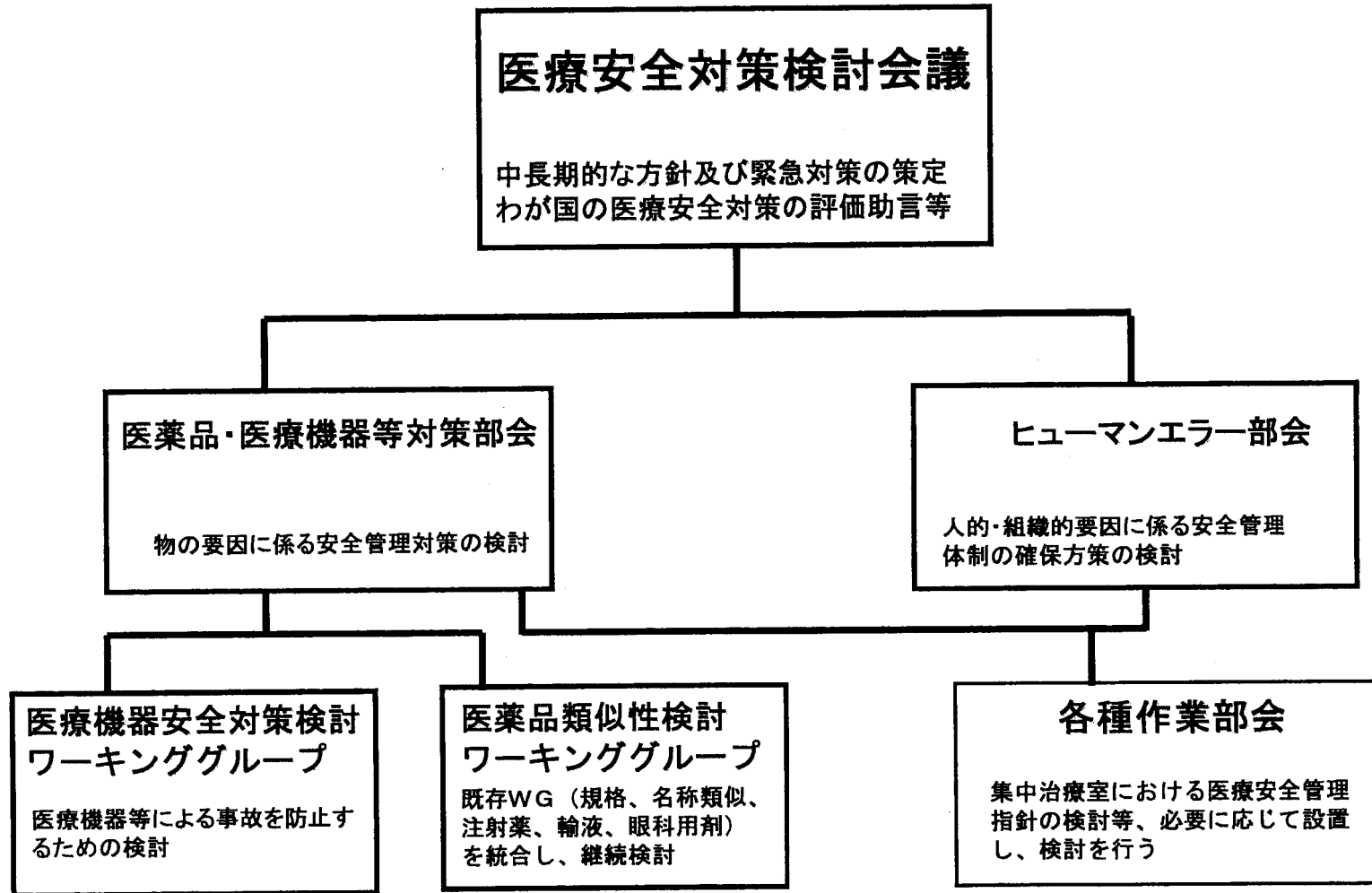
3 運営等

- (1) 作業部会の委員は、別紙のとおりとし、作業部会長を置く。
- (2) 作業部会は、検討の必要に応じ、適当と認める有識者等を招致することができる。
- (2) 作業部会は、原則として公開とする。

4 庶務

作業部会の庶務は、医薬食品局安全対策課の協力の下、医政局総務課医療安全推進室が行う。

厚生労働省医療安全対策検討会議 (平成17年度)



医療安全対策検討会議設置要綱

平成13年5月
医政局総務課
医薬局安全対策課

1 設置目的

医療安全に関する対策の企画、立案及び関連事項に関する審議を行い、医療安全の推進を図ることを目的とする。

2 検討事項

検討会議の検討事項は、下記のとおりとする。

- (1) 医療安全の基本方針に関する事項
- (2) 医療機関の人的又は組織的要因に係る安全管理対策に関する事項
- (3) 医薬品、医療用具等の物の要因に係る安全管理対策に関する事項
- (4) その他医療安全に関する事項

3 検討会議の位置付け

検討会議は、医政局長及び医薬局長の私的懇談会とする。

4 組織等

- (1) 検討会議の委員は、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (2) 座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 検討会議に、次の左欄に掲げる2つの部会を置き、それぞれ右欄に掲げる専門的事項の検討を行うものとする。

① ヒューマンエラー部会	2 (2) に関する事項
② 医薬品、医療用具等対策部会	2 (3) に関する事項

5 検討会議の運営等

- (1) 検討会議は、審議の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 審議は、原則として公開とする。

6 庶務

検討会議の庶務は、医政局総務課医療安全推進室において総括し、及び処理する。ただし、2 (3) に係るものについては、医薬局安全対策課安全使用推進室において処理する。

7 その他

この設置要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、座長（部会にあっては、当該部会長）が定める。

医療安全対策検討会議ヒューマンエラー部会設置要綱

平成13年6月

医政局総務課

1 設置目的

医療安全の専門的事項に関する審議を行うため、医療安全対策検討会議の下にヒューマンエラー部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 検討事項等

部会の検討事項等は、以下のとおりとする。

- (1) 医療機関の人的又は組織的要因に係る医療安全施策の進捗状況の検討に関する事項
- (2) 医療機関の人的又は組織的要因に係る安全管理対策に関する事項について、医療機関、医薬品・医療用具業界等の関係者と意見交換の実施

3 組織等

- (1) 部会の委員は、別紙のとおりとする。なお、専門の事項について検討を行うため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (2) 部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 部会の運営等

- (1) 部会は、審議の必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 審議は、原則として公開とする。

5 庶務

部会の庶務は、医政局総務課医療安全推進室において総括し、及び処理する。

6 その他

この設置要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

(案)

集中治療室（ICU）における医療安全管理指針検討作業部会
スケジュール

- 第 1 回：○集中治療室における医療事故等について
○集中治療室（ICU）における医療安全管理に関する研究状況について
○検討の進め方について
- 第 2 回：○「指針」における個別項目について（1）
- 第 3 回：○「指針」における個別項目について（2）
- 第 4 回：○「指針」（案）の検討
- 第 5 回：○報告書取りまとめ